

## 厚生労働省国民保護計画 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

変更案	現行
<p><b>第1章 実施体制の確立</b></p> <p>第2節 平素における措置</p> <p>1 医療に係る体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 難病患者等の医療</p> <p>○ 厚生労働省医政局、健康局及び<u>医薬・生活衛生局</u>は、難病患者その他特殊な医療を必要とする患者（以下「難病患者等」という。）に対する武力攻撃災害時の医療を確保するため、都道府県による難病患者等の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品等の確保など難病等に係る防災体制の整備に関し、都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 水道施設に係る組織・体制の整備</p> <p>○ 厚生労働省<u>医薬・生活衛生局</u><u>生活衛生・食品安全部</u>は、水道施設に係る武力攻撃災害時の応急体制を整備するため、以下の措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> </ul> <p>○ 厚生労働省<u>医薬・生活衛生局</u><u>生活衛生・食品安全部</u>は、水道事業者等が行う応急給水用水の確保に関する措置並びに都道府県及び水道事業者等が行う水道施設に係る武力攻撃災害時の応急体制の整備に関し、必要な指導、助言その他の支援を行う。</p> <p>4 訓練及び備蓄等</p> <p>(1) (略)</p>	<p><b>第1章 実施体制の確立</b></p> <p>第2節 平素における措置</p> <p>1 医療に係る体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 難病患者等の医療</p> <p>○ 厚生労働省医政局、健康局及び<u>医薬食品局</u>は、難病患者その他特殊な医療を必要とする患者（以下「難病患者等」という。）に対する武力攻撃災害時の医療を確保するため、都道府県による難病患者等の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品等の確保など難病等に係る防災体制の整備に関し、都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 水道施設に係る組織・体制の整備</p> <p>○ 厚生労働省<u>健康局</u>は、水道施設に係る武力攻撃災害時の応急体制を整備するため、以下の措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> <li>・(略)</li> </ul> <p>○ 厚生労働省<u>健康局</u>は、水道事業者等が行う応急給水用水の確保に関する措置並びに都道府県及び水道事業者等が行う水道施設に係る武力攻撃災害時の応急体制の整備に関し、必要な指導、助言その他の支援を行う。</p> <p>4 訓練及び備蓄等</p> <p>(1) (略)</p>

## (2) 備蓄

- 厚生労働省（大臣官房厚生科学課、医政局及び医薬・生活衛生局）は、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるものとする。
- 厚生労働省（大臣官房厚生科学課、医政局及び医薬・生活衛生局）は、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の地方公共団体や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制の整備に努めるものとする。
- 厚生労働省（大臣官房厚生科学課、医政局及び医薬・生活衛生局）は、地方公共団体が国民保護措置を実施するために必要な物資及び資材が不足した場合に支援を行うことができるよう物資及び資材を備蓄し、又は調達体制を整備するものとする。
- (略)
- 厚生労働省（大臣官房厚生科学課、医政局及び医薬・生活衛生局）は、関係省庁と連携しつつ、地方公共団体が国民保護措置の実施のために備蓄する物資及び資材の状況を把握するよう努めるとともに、その充実が図られるよう整備の促進に努めるものとする。
- (略)
- (3) (略)
- (4) (略)

## 第2章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に関する事項

厚生労働省は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するものとする。この場合において、次の点に留意するものと

## (2) 備蓄

- 厚生労働省（大臣官房厚生科学課、医政局及び医薬食品局）は、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるものとする。
- 厚生労働省（大臣官房厚生科学課、医政局及び医薬食品局）は、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の地方公共団体や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制の整備に努めるものとする。
- 厚生労働省（大臣官房厚生科学課、医政局及び医薬食品局）は、地方公共団体が国民保護措置を実施するために必要な物資及び資材が不足した場合に支援を行うことができるよう物資及び資材を備蓄し、又は調達体制を整備するものとする。
- (略)
- 厚生労働省（大臣官房厚生科学課、医政局及び医薬食品局）は、関係省庁と連携しつつ、地方公共団体が国民保護措置の実施のために備蓄する物資及び資材の状況を把握するよう努めるとともに、その充実が図られるよう整備の促進に努めるものとする。
- (略)
- (3) (略)
- (4) (略)

## 第2章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に関する事項

厚生労働省は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するものとする。この場合において、次の点に留意するものと

する。

①～⑦ (略)

⑧ 安全の確保

○ (略)

○ 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康局、医薬・生活衛生局及び同局生活衛生・食品安全部は、生活関連等施設である水道施設、毒物劇物取扱施設、毒薬劇薬取扱施設及び生物剤・毒素の取扱所（厚生労働省施設等機関、病院・診療所、医薬品産業、衛生検査所）の管理者に対し、その管理に係る当該施設の安全の確保のため必要な措置（以下「安全確保措置」という。）の実施を要請する場合等には、当該管理者に当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を隨時に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分に配慮するものとする。

○ (略)

#### 第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項

##### 第2節 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

○ 厚生労働省医政局、医薬・生活衛生局及び同局生活衛生・食品安全部は、関係省と連携しつつ、必要に応じ、又は都道府県知事からの支援の求めに基づき、医薬品、飲料水、食品、生活必需品等の供給を行うほか、物資の入手可能経路等の情報提供等の必要な支援を行うものとする。また、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。特に、離島における食品、生活必需品等の供給の確保について、特段の配慮を行うものとする。

#### 第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項

##### 第3節 医療の提供等

1 医療の提供及び助産

(1) (略)

(2) 医療活動を実施するための体制整備等

する。

①～⑦ (略)

⑧ 安全の確保

○ (略)

○ 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康局及び医薬食品局は、生活関連等施設である水道施設、毒物劇物取扱施設、毒薬劇薬取扱施設及び生物剤・毒素の取扱所（厚生労働省施設等機関、病院・診療所、医薬品産業、衛生検査所）の管理者に対し、その管理に係る当該施設の安全の確保のため必要な措置（以下「安全確保措置」という。）の実施を要請する場合等には、当該管理者に当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を隨時に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分に配慮するものとする。

○ (略)

#### 第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項

##### 第2節 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

○ 厚生労働省医政局、健康局及び医薬食品局は、関係省と連携しつつ、必要に応じ、又は都道府県知事からの支援の求めに基づき、医薬品、飲料水、食品、生活必需品等の供給を行うほか、物資の入手可能経路等の情報提供等の必要な支援を行うものとする。また、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。特に、離島における食品、生活必需品等の供給の確保について、特段の配慮を行うものとする。

#### 第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項

##### 第3節 医療の提供等

1 医療の提供及び助産

(1) (略)

(2) 医療活動を実施するための体制整備等

- |  |  |
|--|--|
| ○ (略)  | ○ (略)  |
| ○ 厚生労働省 <u>医薬・生活衛生局</u> <u>生活衛生・食品安全部</u> は、医療施設への給水の確保のために必要な調整を行う。   | ○ 厚生労働省 <u>健康局</u> は、医療施設への給水の確保のために必要な調整を行う。  |
| (3) 医療活動の実施  | (3) 医療活動の実施  |
| ○ 厚生労働省 <u>医政局</u> は、国立高度専門医療研究センターに対して、必要に応じ、 <u>高度専門医療に関する研究等</u> を行う <u>国立研究開発法人</u> に関する法律（平成20年法律第93号）第24条の規定に基づき、医療活動の実施を求めるものとする。 | ○ 厚生労働省 <u>医政局</u> は、国立高度専門医療研究センターに対して、必要に応じ、 <u>高度専門医療に関する研究等</u> を行う <u>独立行政法人</u> に関する法律（平成20年法律第93号）第24条の規定に基づき、医療活動の実施を求めるものとする。 |
| ○ (略)  | ○ (略)  |
| (4) (略)  | (4) (略)  |

#### 第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項

##### 第4節 保健・衛生に係る対策

###### 1 埋葬及び火葬

- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、遺体の搬送及び埋葬又は火葬の支援について、必要に応じ、被災地の近隣都道府県に対して、被災都道府県への協力を要請する。また、大規模搬送が必要な場合には、被災都道府県と連携を図りつつ、関係省庁及び関係団体に対し協力を要請する。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、市町村による迅速な埋葬又は火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等実態に応じた事務処理を行うよう、周知する。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、大規模な武力攻撃災害の発生により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、国民保護法第12

#### 第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項

##### 第4節 保健・衛生に係る対策

###### 1 埋葬及び火葬

- 厚生労働省健康局は、遺体の搬送及び埋葬又は火葬の支援について、必要に応じ、被災地の近隣都道府県に対して、被災都道府県への協力を要請する。また、大規模搬送が必要な場合には、被災都道府県と連携を図りつつ、関係省庁及び関係団体に対し協力を要請する。
- 厚生労働省健康局は、市町村による迅速な埋葬又は火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等実態に応じた事務処理を行うよう、周知する。
- 厚生労働省健康局は、大規模な武力攻撃災害の発生により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるとときは、国民保護法第122条及び武力攻撃事態等における

2条及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）第34条の規定に基づき、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条第2項に規定する市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可、同条第1項の許可を得ない埋葬又は火葬等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めるものとする。

- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、被災都道府県の墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数、火葬場の火葬能力、埋葬及び火葬すべき死体の所在等に関する情報を広域的かつ速やかに収集する。

2 (略)

## 第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

### 第1節 生活関連等施設の安全確保

#### 1 水道施設

##### (1) 平素からの備え

- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、都道府県と緊密な連携をとりつつ、生活関連等施設である水道施設を把握するものとする。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、生活関連等施設である水道施設について、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるものとする。

##### (2) 武力攻撃事態等における措置

- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、警察庁等の意見を聴いて生活関連施設である水道施設の管理者に対し、安全確保措置を講ずるよう要請するとともに、都道府県知事にその旨を通知するものとする。

国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）第34条の規定に基づき、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条第2項に規定する市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可、同条第1項の許可を得ない埋葬又は火葬等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めるものとする。

- 厚生労働省健康局は、被災都道府県の墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数、火葬場の火葬能力、埋葬及び火葬すべき死体の所在等に関する情報を広域的かつ速やかに収集する。

2 (略)

## 第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

### 第1節 生活関連等施設の安全確保

#### 1 水道施設

##### (1) 平素からの備え

- 厚生労働省健康局は、都道府県と緊密な連携をとりつつ、生活関連等施設である水道施設を把握するものとする。
- 厚生労働省健康局は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、生活関連等施設である水道施設について、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるものとする。

##### (2) 武力攻撃事態等における措置

- 厚生労働省健康局は、危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、警察庁等の意見を聴いて生活関連施設である水道施設の管理者に対し、安全確保措置を講ずるよう要請するとともに、都道府県知事にその旨を通知するものとする。

- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、生活関連等施設である水道施設に係る武力攻撃災害が発生したときには、その施設の管理者である水道事業者等及び水資源機構に対する指導、助言、資機材の提供、職員の派遣、関係機関への連絡など被害の拡大防止のための措置を的確かつ迅速に講ずる。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など生活関連等施設である水道施設の安全確保のための必要な支援を行うよう努めるものとする。また、自ら必要があると認めるときは、支援を行うものとする。

## 2 毒物又は劇物の取扱施設

### (1) 平素からの備え

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、都道府県等と相互に緊密に連絡をとりつつ、毒物又は劇物の取扱施設（以下2において「毒物劇物取扱施設」という。）の所在等を把握するものとする。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、毒物劇物取扱施設の安全確保の留意点を定めるものとする。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、武力攻撃事態において、毒物劇物取扱施設が安全確保の措置を速やかに行えるよう、関係業界団体を通じ、毒物劇物取扱施設の安全確保の留意点の周知に努めるとともに、必要に応じ都道府県に技術的助言を行う。

### (2) 武力攻撃事態等における措置

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、平素時の毒物劇物流出事故等の連絡体制を活用しつつ、武力攻撃事態等が発生している都道府県との緊密な連絡体制を確立する。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、武力攻撃災害の状況等に係る情報を収集し、毒物劇物取扱施設の安全確保の実施に係る必要な情報提供・助言を行う。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、武力攻撃事態等が発生している地域内の大規模な毒物劇物取扱施設等、当該施設の安全確

- 厚生労働省健康局は、生活関連等施設である水道施設に係る武力攻撃災害が発生したときには、その施設の管理者である水道事業者等及び水資源機構に対する指導、助言、資機材の提供、職員の派遣、関係機関への連絡など被害の拡大防止のための措置を的確かつ迅速に講ずる。

- 厚生労働省健康局は、支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など生活関連等施設である水道施設の安全確保のための必要な支援を行うよう努めるものとする。また、自ら必要があると認めるときは、支援を行うものとする。

## 2 毒物又は劇物の取扱施設

### (1) 平素からの備え

- 厚生労働省医薬食品局は、都道府県等と相互に緊密に連絡をとりつつ、毒物又は劇物の取扱施設（以下2において「毒物劇物取扱施設」という。）の所在等を把握するものとする。
- 厚生労働省医薬食品局は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、毒物劇物取扱施設の安全確保の留意点を定めるものとする。
- 厚生労働省医薬食品局は、武力攻撃事態において、毒物劇物取扱施設が安全確保の措置を速やかに行えるよう、関係業界団体を通じ、毒物劇物取扱施設の安全確保の留意点の周知に努めるとともに、必要に応じ都道府県に技術的助言を行う。

### (2) 武力攻撃事態等における措置

- 厚生労働省医薬食品局は、平素時の毒物劇物流出事故等の連絡体制を活用しつつ、武力攻撃事態等が発生している都道府県との緊密な連絡体制を確立する。
- 厚生労働省医薬食品局は、武力攻撃災害の状況等に係る情報を収集し、毒物劇物取扱施設の安全確保の実施に係る必要な情報提供・助言を行う。
- 厚生労働省医薬食品局は、武力攻撃事態等が発生している地域内の大規模な毒物劇物取扱施設等、当該施設の安全確保につ

保について特段の留意が必要であると判断した場合は、関係省庁（消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁等）に情報提供するとともに、必要に応じ関係省庁の意見を聴いて、都道府県に対し当該施設の安全確保の実施に係る必要な助言等を行う。

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、毒物劇物取扱施設の安全確保の実施について、都道府県知事より専門知識を有する職員等の派遣等の支援の求めがあった場合や自ら必要であると認める場合は、支援を行うものとする。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、警察庁及び海上保安庁の意見を聴いて、武力攻撃事態等が発生している地域内の毒物劇物取扱施設の管理者に対し、安全確保の措置を実施するよう要請するとともに、都道府県知事に対してその旨を通知する。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、武力攻撃事態等において、毒物劇物の飛散又は周辺地域への流出を防止するため、緊急の必要があり、毒物劇物取扱施設の全部又は一部の使用の一時停止又は制限の命令等の措置が必要と判断するときは、これらの措置を的確かつ迅速に当該措置を実施するよう都道府県に助言等を行いつつ、必要に応じ自らこれらの措置を講ずる。

### 3 毒薬又は劇薬の取扱施設

#### (1) 平素からの備え

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、都道府県等と相互に緊密に連絡をとりつつ、毒薬又は劇薬の取扱施設（以下3において「毒薬劇薬取扱施設」という。）の所在等を把握するものとする。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、毒薬劇薬取扱施設の安全確保の留意点を定めるものとする。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、武力攻撃事態において、毒薬劇薬取扱施設が安全確保の措置を速やかに行えるよう、関係業界団体を通じ、毒薬劇薬取扱施設の安全確保の留意点の周知に努めるとともに、必要に応じ都道府県に技術的助言を行う。

いて特段の留意が必要であると判断した場合は、関係省庁（消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁等）に情報提供するとともに、必要に応じ関係省庁の意見を聴いて、都道府県に対し当該施設の安全確保の実施に係る必要な助言等を行う。

- 厚生労働省医薬食品局は、毒物劇物取扱施設の安全確保の実施について、都道府県知事より専門知識を有する職員等の派遣等の支援の求めがあった場合や自ら必要であると認める場合は、支援を行うものとする。
- 厚生労働省医薬食品局は、危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、警察庁及び海上保安庁の意見を聴いて、武力攻撃事態等が発生している地域内の毒物劇物取扱施設の管理者に対し、安全確保の措置を実施するよう要請するとともに、都道府県知事に対してその旨を通知する。
- 厚生労働省医薬食品局は、武力攻撃事態等において、毒物劇物の飛散又は周辺地域への流出を防止するため、緊急の必要があり、毒物劇物取扱施設の全部又は一部の使用の一時停止又は制限の命令等の措置が必要と判断するときは、これらの措置を的確かつ迅速に当該措置を実施するよう都道府県に助言等を行いつつ、必要に応じ自らこれらの措置を講ずる。

### 3 毒薬又は劇薬の取扱施設

#### (1) 平素からの備え

- 厚生労働省医薬食品局は、都道府県等と相互に緊密に連絡をとりつつ、毒薬又は劇薬の取扱施設（以下3において「毒薬劇薬取扱施設」という。）の所在等を把握するものとする。
- 厚生労働省医薬食品局は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、毒薬劇薬取扱施設の安全確保の留意点を定めるものとする。
- 厚生労働省医薬食品局は、武力攻撃事態において、毒薬劇薬取扱施設が安全確保の措置を速やかに行えるよう、関係業界団体を通じ、毒薬劇薬取扱施設の安全確保の留意点の周知に努めるとともに、必要に応じ都道府県に技術的助言を行う。

## (2) 武力攻撃事態等における措置

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、平素時の毒薬劇薬流出事故等の連絡体制を活用しつつ、武力攻撃事態等が発生している都道府県、地方厚生局との緊密な連絡体制を確立する。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、武力攻撃災害の状況等に係る情報を収集し、毒薬劇薬取扱施設の安全確保の実施に係る必要な情報提供・助言を行う。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、武力攻撃事態等が発生している地域内の大規模な毒薬劇薬取扱施設等、当該施設の安全確保について特段の留意が必要であると判断した場合は、関係省庁（消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁等）に情報提供するとともに、必要に応じ関係省庁の意見を聴いて、都道府県、地方厚生局に対し当該施設の安全確保の実施に係る必要な助言等を行う。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、毒薬劇薬取扱施設の安全確保の実施について、都道府県知事より専門知識を有する職員等の派遣等の支援の求めがあった場合や自ら必要であると認める場合は、支援を行うものとする。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、警察庁及び海上保安庁の意見を聴いて、武力攻撃事態等が発生している地域内の毒薬劇薬取扱施設の管理者に対し、安全確保の措置を実施するよう要請するとともに、都道府県知事に対してその旨を通知する。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、武力攻撃事態等において、毒薬劇薬の飛散又は周辺地域への流出を防止するため、緊急の必要があり、毒薬劇薬取扱施設の全部又は一部の使用の一時停止又は制限の命令等の措置が必要と判断するときは、これらの措置を的確かつ迅速に当該措置を実施するよう都道府県、地方厚生局に助言等を行いつつ、必要に応じ自らこれらの措置を講ずる。

## (2) 武力攻撃事態等における措置

- 厚生労働省医薬食品局は、平素時の毒薬劇薬流出事故等の連絡体制を活用しつつ、武力攻撃事態等が発生している都道府県、地方厚生局との緊密な連絡体制を確立する。
- 厚生労働省医薬食品局は、武力攻撃災害の状況等に係る情報を収集し、毒薬劇薬取扱施設の安全確保の実施に係る必要な情報提供・助言を行う。
- 厚生労働省医薬食品局は、武力攻撃事態等が発生している地域内の大規模な毒薬劇薬取扱施設等、当該施設の安全確保について特段の留意が必要であると判断した場合は、関係省庁（消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁等）に情報提供するとともに、必要に応じ関係省庁の意見を聴いて、都道府県、地方厚生局に対し当該施設の安全確保の実施に係る必要な助言等を行う。
- 厚生労働省医薬食品局は、毒薬劇薬取扱施設の安全確保の実施について、都道府県知事より専門知識を有する職員等の派遣等の支援の求めがあった場合や自ら必要であると認める場合は、支援を行うものとする。
- 厚生労働省医薬食品局は、危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、警察庁及び海上保安庁の意見を聴いて、武力攻撃事態等が発生している地域内の毒薬劇薬取扱施設の管理者に対し、安全確保の措置を実施するよう要請するとともに、都道府県知事に対してその旨を通知する。
- 厚生労働省医薬食品局は、武力攻撃事態等において、毒薬劇薬の飛散又は周辺地域への流出を防止するため、緊急の必要があり、毒薬劇薬取扱施設の全部又は一部の使用の一時停止又は制限の命令等の措置が必要と判断するときは、これらの措置を的確かつ迅速に当該措置を実施するよう都道府県、地方厚生局に助言等を行いつつ、必要に応じ自らこれらの措置を講ずる。

## 第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

### 第2節 武力攻撃原子力災害への対処

- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、関係省庁と連携しつつ、必要に応じ、放射性物質等による食品の汚染状況の調査、放射性物質等により汚染された食品の出荷規制又は廃棄等について、関係機関に要請するものとする。

## 第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

### 第3節 N B C攻撃による災害への対処

#### 1 共通事項

(1) (略)

#### (2) 武力攻撃災害発生時の措置

- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、N B C攻撃により生活の用に供する水が汚染された場合には、必要に応じ、国民保護法第108条の規定に基づき、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命じるものとする。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、関係省庁と連携しつつ、必要に応じ、放射性物質等による食品の汚染状況の調査、放射性物質等により汚染された食品の出荷規制又は廃棄等について、関係機関に要請するものとする。

(3) (略)

## 第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

### 第4節 保健衛生の確保その他の措置

#### 1 感染症等の指定等の特例

- 厚生労働省健康局は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により既に知られている感染性の疾病（一類感染症（感染症法第6条第2項の一類感染症をいう。）を除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、国民保護法第121条第1項の規定に基づき、当該感染症を指定感

## 第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

### 第2節 武力攻撃原子力災害への対処

- 厚生労働省医薬食品局食品安全部は、関係省庁と連携しつつ、必要に応じ、放射性物質等による食品の汚染状況の調査、放射性物質等により汚染された食品の出荷規制又は廃棄等について、関係機関に要請するものとする。

## 第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

### 第3節 N B C攻撃による災害への対処

#### 1 共通事項

(1) (略)

#### (2) 武力攻撃災害発生時の措置

- 厚生労働省健康局は、N B C攻撃により生活の用に供する水が汚染された場合には、必要に応じ、国民保護法第108条の規定に基づき、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命じるものとする。
- 厚生労働省医薬食品局食品安全部は、関係省庁と連携しつつ、必要に応じ、放射性物質等による食品の汚染状況の調査、放射性物質等により汚染された食品の出荷規制又は廃棄等について、関係機関に要請するものとする。

(3) (略)

## 第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

### 第4節 保健衛生の確保その他の措置

#### 1 感染症等の指定等の特例

- 厚生労働省健康局は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により感染症法に規定する二類感染症又は三類感染症が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、国民保護法第121条第1項の規定に基づき、当該感染症を指定感染症として指定することにより、感染症法に規定する一類

染症として指定することにより、感染症法に規定する一類感染症の場合と同様の措置を講ずるものとする。この場合においては、厚生労働大臣は、都道府県知事に対し必要な指示をするものとする。

- (略)
- (略)
- (略)
- 厚生労働省健康局は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により予防接種法に規定する A 類疾病 及び B 類疾病 以外の感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該疾病の予防にワクチンの注射又は接種が有効かつ安全であることが確認されているときは、必要に応じ、国民保護法第121条第3項の規定に基づき、当該感染症を A 類疾病 として指定することにより、予防接種を実施するものとする。

- (略)

## 2 人工透析医療

- 人工透析については、慢性腎障害患者に対し、武力攻撃事態等においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュションドロームによる急性腎障害患者に対して提供することも必要である。透析医療の実施に当たっては、水・医薬品等の確保が重要であることから、次の方法により、人工透析の供給体制を確保する。

- (略)

### ・水及び医薬品等の確保

厚生労働省健康局、医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部及び医政局は、被災都道府県が、社団法人日本透析医会により提供される透析医療機関における水・医薬品等の確保状況に関する情報に基づき、必要な措置を講ずることに関し、被災都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

## 3 難病患者等への医療

- 難病患者等への医療を確保するためには、医薬品等（例：ALS等の在宅人工呼吸器用酸素、クローン病の成分要素、膠原

感染症の場合と同様の措置を講ずるものとする。この場合においては、厚生労働大臣は、都道府県知事に対し必要な指示をするものとする。

- (略)
- (略)
- (略)
- 厚生労働省健康局は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により予防接種法に規定する 一類疾病 及び 二類疾病 以外の感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該疾病の予防にワクチンの注射又は接種が有効かつ安全であることが確認されているときは、必要に応じ、国民保護法第121条第3項の規定に基づき、当該感染症を 一類疾病 として指定することにより、予防接種を実施するものとする。

- (略)

## 2 人工透析医療

- 人工透析については、慢性腎障害患者に対し、武力攻撃事態等においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュションドロームによる急性腎障害患者に対して提供することも必要である。透析医療の実施に当たっては、水・医薬品等の確保が重要であることから、次の方法により、人工透析の供給体制を確保する。

- (略)

### ・水及び医薬品等の確保

厚生労働省健康局及び医政局は、被災都道府県が、社団法人日本透析医会により提供される透析医療機関における水・医薬品等の確保状況に関する情報に基づき、必要な措置を講ずることに関し、被災都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

## 3 難病患者等への医療

- 難病患者等への医療を確保するためには、医薬品等（例：ALS等の在宅人工呼吸器用酸素、クローン病の成分要素、膠原

病のステロイド系薬品)の確保が必要であることから、次の方  
法により、難病等に係る医療の供給体制を確保する。

- ・ (略)
- ・ 医薬品等の確保

厚生労働省医政局、健康局及び医薬・生活衛生局は、被災都道府県が、把握した医療機関における医薬品等の確保状況に基づき必要な措置を講ずることに關し、被災都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

4～5 (略)

## 第6章 国民保護措置のための全般的な留意事項

### 第1節 情報の収集・提供

1 平素からの備え

○ (略)

○ 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康局、医薬・生活衛生局及び同局生活衛生・食品安全部は、生活関連等施設である水道施設、毒物劇物取扱施設、毒薬劇薬取扱施設及び生物剤・毒素の取扱所(厚生労働省施設等機関、病院・診療所、医薬品産業、衛生検査所)の情報の収集、蓄積及び更新に努めるものとする。

2 (略)

## 第6章 国民保護措置のための全般的な留意事項

### 第3節 海外からの支援の受入れ

○ 厚生労働省医政局及び医薬・生活衛生局は、大規模な武力攻撃災害が発生し、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師又は救急救命士の確保が著しく困難であり、避難住民等に対して十分な医療を提供することができないと認められ、かつ、外国政府等から医療の提供の申出があったときは、必要に応じ、外国においてこれらの資格に相当する資格を有する者に対し、医療を行うことを許可するものとする。

○ 厚生労働省医薬・生活衛生局は、外国でのみ販売されている

病のステロイド系薬品)の確保が必要であることから、次の方  
法により、難病等に係る医療の供給体制を確保する。

- ・ (略)
- ・ 医薬品等の確保

厚生労働省医政局、健康局及び医薬食品局は、被災都道府県が、把握した医療機関における医薬品等の確保状況に基づき必要な措置を講ずることに關し、被災都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

4～5 (略)

## 第6章 国民保護措置のための全般的な留意事項

### 第1節 情報の収集・提供

1 平素からの備え

○ (略)

○ 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康局及び医薬食品局は、生活関連等施設である水道施設、毒物劇物取扱施設、毒薬劇薬取扱施設及び生物剤・毒素の取扱所(厚生労働省施設等機関、病院・診療所、医薬品産業、衛生検査所)の情報の収集、蓄積及び更新に努めるものとする。

2 (略)

## 第6章 国民保護措置のための全般的な留意事項

### 第3節 海外からの支援の受入れ

○ 厚生労働省医政局及び医薬食品局は、大規模な武力攻撃災害が発生し、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師又は救急救命士の確保が著しく困難であり、避難住民等に対して十分な医療を提供することができないと認められ、かつ、外国政府等から医療の提供の申出があったときは、必要に応じ、外国においてこれらの資格に相当する資格を有する者に対し、医療を行うことを許可するものとする。

○ 厚生労働省医薬食品局は、外国でのみ販売されている医薬品

医薬品又は医療機器でのみ治療可能な健康被害が発生した場合等において、避難住民等に対する医療の提供のため緊急に輸入するほかないとき、これを輸入する者に対して特例的に製造販売の承認を与える。

- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、海外から提供される緊急支援物資のうち食品等の受け入れについて、被害の発生状況、輸入される食品等の特性等を考慮した上で、輸入通関時の食品等輸入届出手続の簡素化等について関係機関と調整を図るものとする。

## 第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項

### 第1節 国民生活の安定

#### 1 医薬品等の価格の安定等

- 厚生労働省医政局及び医薬・生活衛生局は、国民生活及び国民経済の安定、特に避難住民等の生活の安定のために、物価の安定及び医薬品等の適切な供給を図る必要があることから、医薬品等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を行うものとする。

2～4 (略)

## 第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項

### 第2節 生活基盤等の確保

#### 1 ライフライン施設の機能の確保

- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、水道施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

#### 2 水の安定的な供給

- (略)
- (略)

又は医療機器でのみ治療可能な健康被害が発生した場合等において、避難住民等に対する医療の提供のため緊急に輸入するほかないとき、これを輸入する者に対して特例的に製造販売の承認を与える。

- 厚生労働省医薬食品局食品安全部は、海外から提供される緊急支援物資のうち食品等の受け入れについて、被害の発生状況、輸入される食品等の特性等を考慮した上で、輸入通関時の食品等輸入届出手續の簡素化等について関係機関と調整を図るものとする。

## 第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項

### 第1節 国民生活の安定

#### 1 医薬品等の価格の安定等

- 厚生労働省医政局及び医薬食品局は、国民生活及び国民経済の安定、特に避難住民等の生活の安定のために、物価の安定及び医薬品等の適切な供給を図る必要があることから、医薬品等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を行うものとする。

2～4 (略)

## 第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項

### 第2節 生活基盤等の確保

#### 1 ライフライン施設の機能の確保

- 厚生労働省健康局は、水道施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

#### 2 水の安定的な供給

- (略)
- (略)

- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、武力攻撃災害が発生した場合には、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワークサービスの活用により、水道施設の被害状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧の状況、復旧予定期並びに飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、的確な情報提供を行う。
- 厚生労働省健康局は、武力攻撃災害が発生した場合には、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワークサービスの活用により、水道施設の被害状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧の状況、復旧予定期並びに飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、的確な情報提供を行う。

## 第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項

### 第3節 応急の復旧

- 1 (略)
- 2 水道施設の応急の復旧

- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、武力攻撃事態等の発生直後から、都道府県を通じて、水道施設の被害状況、断水情報等について定期的に情報収集を行う。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部は、都道府県からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、都道府県を通じて全国の水道事業者等に対し支援を要請し、調整等を行う。

- 3 (略)

## 第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項

### 第3節 応急の復旧

- 1 (略)
- 2 水道施設の応急の復旧

- 厚生労働省健康局は、武力攻撃事態等の発生直後から、都道府県を通じて、水道施設の被害状況、断水情報等について定期的に情報収集を行う。
- 厚生労働省健康局は、都道府県からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、都道府県を通じて全国の水道事業者等に対し支援を要請し、調整等を行う。

- 3 (略)